

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

## 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)改正

# 中高年齢者実習型訓練を新設しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「人材育成支援コース」では、これまでの3つの訓練メニューに加え、**中高年齢の労働者を対象とした「中高年齢者実習型訓練」が支給対象となります。**

対象労働者	訓練開始日において、 <b>45歳以上の被保険者</b> であること
対象事業主	雇用保険の適用事業所の事業主
対象となる訓練	以下①～⑦の要件を全て満たすことが必要です。

- ① OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
- ② 訓練実施期間が**2か月以上**であること
- ③ 総訓練時間数が**6か月当たりの時間数に換算して425時間以上**であること
- ④ 総訓練時間数に占める**OJTの割合が1割以上9割以下**であること
- ⑤ OFF-JTについては、「通学制」または「同時双方向型の通信訓練」であり、1コースの実訓練時間数が職業訓練実施計画届の届け出時および支給申請時において10時間以上であること
- ⑥ OJTについては、原則、対面で行うこと
- ⑦ 訓練終了後にジョブ・カード様式3-3-1-1「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用)」により**職業能力の評価を実施**すること

### 助成率・助成額

経費助成率		賃金助成額(1人1時間)		OJT実施助成額(1人1コース)		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
60%	45%	800円	400円	10万円	9万円	1千万円
(+15%)		(+200円)	(+100円)	(+3万円)		

### 【受講者1人あたりの経費助成限度額】

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円

- ・( )は賃金要件・資格等手当要件を満たす場合に加算される助成率及び助成額
- ・e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。
- ・1労働者1年度あたりの支給申請回数は3回までです。

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## サービス業

### 課題

社内の基幹システムの刷新を機に、社内のデジタル化を推進することになり、中高年の事務スタッフの研修を実施することにした。

### OJT

新システムの操作方法の習得、紙資料のデジタル化業務の実践、トラブル対応の訓練

### OFF-JT

AIツール活用講座、チャットツール研修、情報セキュリティ基礎研修

## 製造業

### 課題

食品加工工場の主任として現場の作業に携わってきた従業員を、全体の管理部門に配置し、キャリアアップを図るため、研修を実施することにした。

### OJT

製造計画の立案補助・進捗管理、品質トラブル発生時の対応

### OFF-JT

食品製造における品質管理・衛生管理、実績の集計や簡単な分析手法

## 「中高年齢者実習型訓練」の手続きの流れ

- キャリアコンサルタント(職業訓練に付帯して作成する場合は職業訓練指導者も含む)などによるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けること
- キャリアコンサルティングの中で、中高年齢者実習型訓練への参加が必要と認められること

### 1. 都道府県労働局へ訓練計画を提出

#### 訓練計画の作成

訓練開始日の6か月前から1か月前までに「職業訓練実施計画届」および必要書類を都道府県労働局へ提出してください。

### 2. 訓練の実施、受講者の評価

#### 計画に沿って、OJTとOFF-JTを組み合わせた実施

訓練終了後に評価シート「ジョブ・カード様式3-3-1-1〔職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用)〕により職業能力の評価を実施

### 3. 都道府県労働局へ支給申請書の提出

訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」と必要な書類を都道府県労働局へ提出

### 4. 助成金の受給

支給審査の上、支給・不支給を決定

※ 必要な書類は、パンフレットのP46～54を参照して下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase\\_2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase_2.html)

